

審査結果の要旨

(1) 研究の目的に意義や独創性があるか

本博士学位請求論文は、学校が行う職業紹介制度の成立過程において、当該制度が成立に至った経緯、および当該制度の成立が有した教育史的意味の解明を目的としている。

この研究は、以下の2点において意義や独創性のあるものとして評価できる。

第一の点は、学校が行う職業紹介制度が、他の先進諸国にはみられない日本独特の制度であるとの事実に基づいて、当該制度を研究の対象としている点である。

本論文の問題意識には、学校における教育活動としての職業指導が、生徒の職業紹介と混同・同一視されてしまい、十分に実践されてこなかった問題がある。この問題の解決にあたっては、職業指導と職業紹介との関係性が重要な論点になるにもかかわらず、既往の職業指導に関する研究では、学校教員が職業紹介を行うことが当然視・自明視されてきたため、この論点に関する議論が十分に深められてこなかった。これに対し、本論文は、職業指導と職業紹介とを明確に区別し、これらの相互関係に切り込んで、両者の関係を明らかにしようとした点に意義がある。

第二の点は、学校が行う職業紹介制度のあり方を検討するうえで、歴史的なアプローチを採択し、その制度の成立史を一次資料に基づいて解明することをねらいとしている点である。

既往の研究では、学校が行う職業紹介の実態、およびその制度の歴史について言及されてはいるものの、当該制度の成立過程を占領軍 GHQ/SCAP 文書等の一次資料に基づいて検討した研究はなかった。これに対し、本論文は、学校が行う職業紹介が法制度として成立に至った過程に焦点をあて、当該制度の成立に関わる重要な論点を抽出することに成功している点に独創性がある。

(2) 研究の方法は当該学問分野において妥当なものか

本論文は以下の2点から、当該学問分野において妥当な研究の方法を満たしていると判断した。

第一の点は、本論文の分析対象の選定である。本論文の主たる対象は、以下4つの法令の成立過程である。それは、①1947年職業安定法制定、②1949年職業安定法改正、③1949年教育職員免許法制定、④1953年学校教育法施行規則一部改正、の4つである。これらは既往の研究成果を精査したうえで選定しており、上記の③を対象に加えた点は、本研究の特筆すべき方法と言える。

第二の点は、本論文の分析において、以下の2点に関する妥当な方法を採用している。

第一の点は、職業安定法の1947年制定当初に掲げられた法理念の観点から、②1949年職業安定法改正による学校が行う職業紹介の法制化の意味を解明するという点である。本論文は、この視点に基づく分析を通して、②1949年改正が、青年の職業紹介を担う主体を職安から学校へと転換することで、労働権保障のための制度の枠組みを一部転換した事実の解明に成功した。

第二の点は、教育法制における職業指導担当教員の制度化（上記③と④）と、②1949年職業安定法改正による学校が行う職業紹介の法制化との関係および意味を解明しようとする点である。本論文は、この視点に基づく分析を通して、③1949年教育職員免許法制定によって、職業紹介が教育活動としての職業指導の一環に組み込まれる形で新たに法制化した事実の解明に至っている。以上、本論文の方法は既往の研究で未検討の点を的確に突いており、かつ、学校における職業指導と職業紹介の関係性という重要な論点を追究するために妥当な方法であると評価できる。

(3) 研究資料やデータの収集と分析が適切になされているか

本論文の研究資料の収集と分析は、以下の2点から適切であると評価できる。

第一の点は、占領軍 GHQ/SCAP 文書を当該制度成立過程の分析に利用した点である。同文書は、敗戦後日本を占領した連合国軍 GHQ の関係者と、日本政府関係者との会議録等が収録されており、当時の政策形成過程の検討には不可欠な一次資料である。それにもかかわらず、これまで、同文書を学校が行う職業紹介制度の成立過程を解明する目的の下で使用した研究はなかった。

第二の点は、GHQ/SCAP 文書、国会会議録等の一次資料のみならず、この時期に発行された法令解説書、雑誌記事、新聞記事等の二次資料を収集・併用して、分析に用いた点である。以上の二点におけるデータ収集と分析の方法は、歴史的事実の解釈の客観性からも適切と判断できる。

(4) 研究の考察と結論が妥当であり、学術的な水準に達しているか

本論文で解明された知見は、以下の点で妥当であり、学術的な水準に達していると評価された。

第一の点は、一次資料の分析に基づいて、学校が行う職業紹介制度の成立経緯の新たな見方を提示した点である。本論文は、上記②～④の措置によって、学校が行う職業紹介制度が成立に至ったと結論づけている。とりわけ、当該制度の成立史のなかに③1949年教育職員免許法制定を加えた点に新規性がある。こうした見方は、学校が行う職業紹介制度の成立が、①1947年制定の職業安定法で形成された制度的枠組みを転換したことを明確に示すことに成功している。

第二の点は、一連の成立経緯における事実に基づいて、学校が行う職業紹介制度の成立がもつ意味を解明した点である。本論文は、当該制度の成立は、第一に、教育活動としての職業指導が職業紹介と混同・同一視されてしまう実態の土台を形成するとともに、第二に、中卒・高卒等で就職を希望する青年たちの労働権を保障するための制度の水準を後退させた、と結論づけている。

以上の結論は、学校現場・理論研究のいずれにおいても永らく自明視されてきた、職業紹介を職業指導の一環とみなす認識に対して、一次資料に基づいて指摘した点で、既往の研究水準を乗り越える成果をもたらしており、学術的な水準に達していると判断した。

(5) 取得学位にふさわしい意義や成果が認められるか

本論文が当該学問分野にとって重要な業績であるとの評価は、本論文が以下2本の学術論文で構成されている点から判断した。その1本は、教育学を研究領域とする我が国最大の学会である、日本教育学会の機関誌『教育学研究』に掲載された単著論文である。もう1本は、産業教育学・職業教育学を専門とする国内唯一の学会である、日本産業教育学会の機関誌『産業教育学研究』に掲載された単著論文である。このように、本学位請求論文の内容は、教育学一般および産業教育学・職業教育学において重要な知見をもたらすものであると評価されている。

以上の学位論文審査基準(1)～(5)について、審査会では、上述のように評価・判定し、本博士学位請求論文は、東京学芸大学大学院連合学校教育研究科の課程博士(教育学)の学位に相応しいとの結論に至り、審査委員の全会一致で合格と判定した。